

こじんじゅうみんぜい しんりんかんきょうぜい が い どぶ っ く
個人住民税・森林環境税ガイドブック

はじめて^{み き し}三木市^{す ひと}に住む人へ



かなもの さかまい ご る ふ み き
金物と酒米とゴルフのまち三木

2026年（令和8年）9月発行

『目次』

1	「 こじんじゅうみんぜい 個人住民税・ しんりんかんきょうぜい 森林環境税」の しんこく 申告 ……………	3
2	にほん 日本を で 出る まえ 前にすること ……………	6
3	にほんこくがい 日本国外に住む す 家族が かぞく いるとき ……………	7
4	「 しょとくしょうめいしょ 所得証明書（ かぜいしょうめいしょ 課税証明書）・ のうぜいしょうめいしょ 納税証明書」が い いるとき ……	8
5	「 こじんじゅうみんぜい 個人住民税・ しんりんかんきょうぜい 森林環境税」の はら 払い かた 方 ……………	11
	と 問 あ い あ わ せ せ ……………	12

Ⅰ 「^{こじんじゅうみんぜい}個人住民税・^{しんりんかんきょうぜい}森林環境税」の^{しんこく}申告（^{はたら}働いた^{かね}お金の^{ほうこく}報告）をしてください。

(1) 「^{こじんじゅうみんぜい}個人住民税・^{しんりんかんきょうぜい}森林環境税」とはなんですか？

ア ^あ個人住民税・^{しんりんかんきょうぜい}森林環境税は、^{がつ}1月^{にち}1日^すに住んでいる^し市に^{はら}払う^{ぜいきん}税金（^し市や^{けん}県に^{はら}払う^{かね}お金）です。

イ ^い個人住民税・^{しんりんかんきょうぜい}森林環境税は、^{がっこう}学校、^{あつ}ごみを^{さーびす}集めるサービスなどに^{つか}使います。

^{しょとくぜい} 所得税	^{くに} 国に ^{はら} 払う ^{ぜいきん} 税金です。 ^{きゅうりょう} 給料をもらうときに、 ^ひ 引かれています。
^{こじんじゅうみんぜい} 個人住民税・ ^{しんりんかんきょうぜい} 森林環境税	^し 市や ^{けん} 県に ^{はら} 払う ^{ぜいきん} 税金です。 ^{はたら} 働いた ^{つぎ} 次の ^{とし} 年にかかります。

ウ ^う1月1日に^が三木市^にに住んでいた^{ひと}人は、^{まえ}前の^{とし}年（^が1月から^が12月まで）に^{はたら}働いてもらった^{かね}お金を^{しんこく}申告します。

エ ^え外国の^{ひと}人も、^{にほん}日本で^{はたら}働いてもらった^{かね}お金があれば、^{ぜいきん}税金を^{はら}払います。

☆ ^{にほん}日本に^き来た^{さいしょ}最初の^{とし}年は、^{こじんじゅうみんぜい}個人住民税・^{しんりんかんきょうぜい}森林環境税は^{はら}払いません。

(2) ^{こじんじゅうみんぜい}個人住民税・^{しんりんかんきょうぜい}森林環境税の^{しんこく}申告をしてください。

ア ^あ1月1日に^{にほん}日本に住んでいる^{ひと}人

イ ^い働いている^{ひと}人、働いていない^{ひと}人も^{しんこく}申告してください。

(3) ^{こじんじゅうみんぜい}個人住民税・^{しんりんかんきょうぜい}森林環境税の^{しんこく}申告が^{ひと}いない人

ア ^あ税務署（^{くに}国）に^{しょとくぜい}所得税の「^{かくていしんこく}確定申告」をする^{ひと}人

イ ^いその^{とし}年の1月1日に^{にほん}日本に住んでいなかった^{ひと}人



申告^{しんこく}がいるかどうか分からないときは、税務課^{ぜいむかしみんぜいかかり}市民税係（12ページ）に相談^{そうだん}してください。

（4）個人住民税・森林環境税^{しんりんかんきょうぜい}の申告^{しんこく}をする場所^{ばしょ}

1月1日^{がつ にち す}に住んでいた市^しの市役所^{しやくしよ}

（5）個人住民税・森林環境税^{しんりんかんきょうぜい}の申告^{しんこく}ができるとき

2月16日^{がつ にち}から3月15日^{がつ にち}まで（月曜日^{げつようび}から金曜日^{きんようび}）

（6）申告^{しんこく}をするときの持ち物^{もの}

ア 本人確認書類^{ほんにんかくにんしゅるい}（在留カード^{ざいりゅうかーど}・パスポート^{ぱすぽーと}）

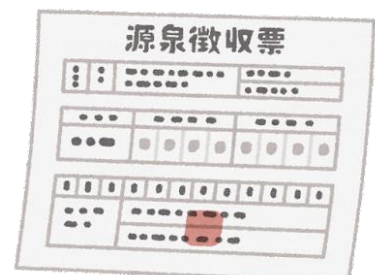
イ 収入^{しゅうにゅう}（働^{はたら}いてもらったお金^{かね}）を証明^{しょうめい}するもの（働^{はたら}いた会社^{かいしゃ}からもらった源泉徴収票^{げんせんちやうしゅうひやう}（あなたの給料^{きゅうりやう}と所得税^{しよとくぜい}が書かれた紙^{かみ}））

ウ 控除^{こうじょ}（税金^{ぜいきん}が安^{やす}くなること）を証明^{しょうめい}するもの（自分の住^{じぶん}んでいた国^{くに}の家族^{かぞく}を扶養^{ふやう}にとるときは、家族^{かぞく}である証明書^{しょうめいしよ}と、家族^{かぞく}にお金^{かね}を送^{おく}った証明書^{しょうめいしよ}など）

例 令和7年^{れいわ ねん}（2025年1月^{ねん がつ}から12月^{がつ}）に働^{はたら}いていた。

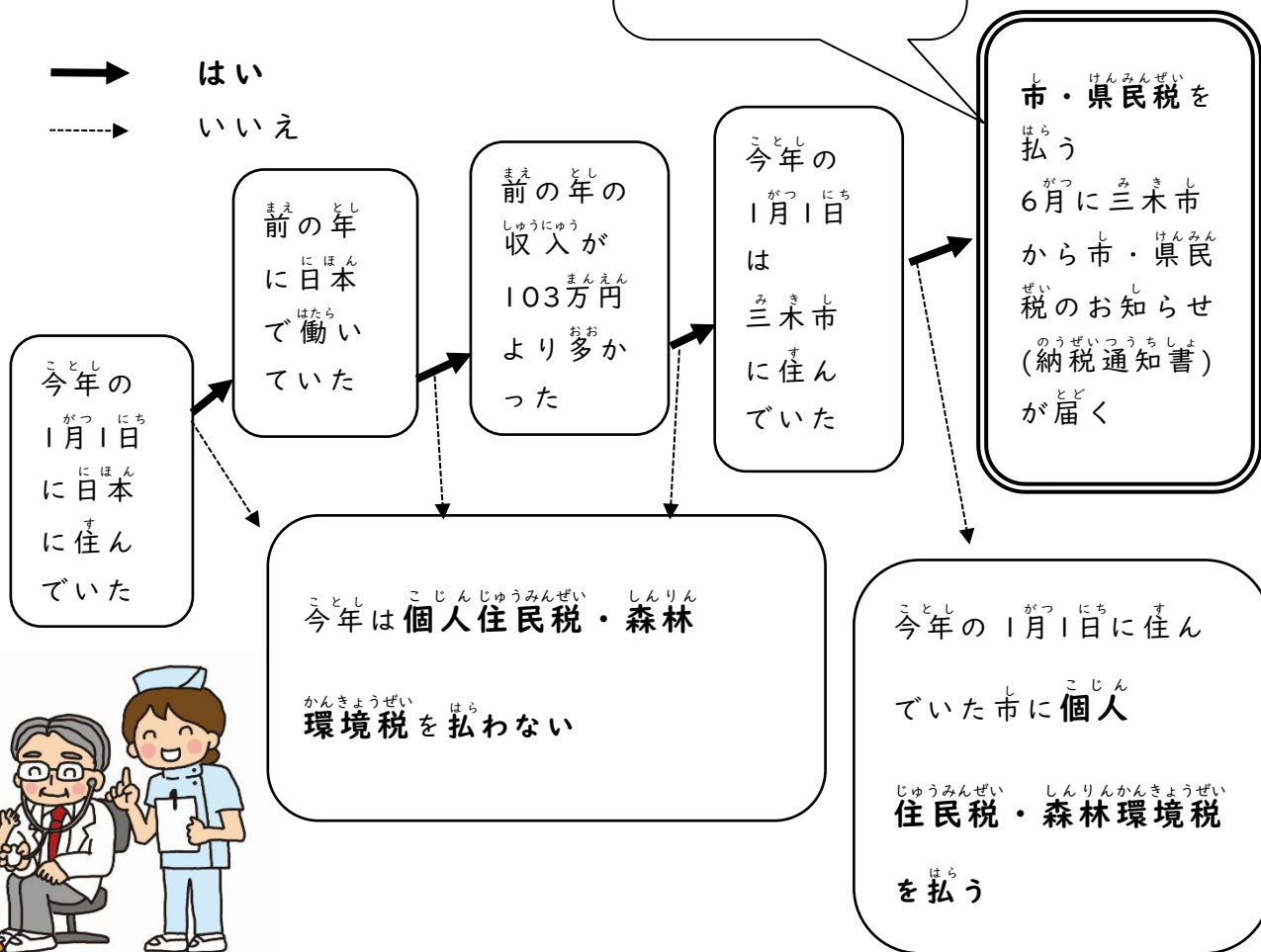


令和8年度^{れいわ ねんど}（2026年4月^{ねん がつ}～2027年3月^{ねん がつ}）に、個人住民税・森林環境税^{こじんじゅうみんぜい しんりんかんきょうぜい}を払^{はら}います。



2月16日から
3月15日までに
申告してください

→ はい
- - - - - いいえ



(7) 「所得証明書 (課税証明書)」は 6月からもらえます。

(8) 個人住民税・森林環境税のお知らせ (納税通知書)

申告をしたら、1月1日に住んでいた市役所から、個人住民税・森林環境税のお知らせ (納税通知書) が郵便で届きます。個人住民税・森林環境税を計算した結果のお知らせと個人住民税・森林環境税を払うための紙が入っています。

(9) 個人住民税・森林環境税のお知らせ (納税通知書) が届かない

人

働いていない人や、もらったお金が少なかった人は、市・県民税

を^{はら}払いません（非課税）。

個人住民税・森林環境税がかからない人には、個人住民税・森林

環境税のお知らせ（納税通知書）を送りません。個人住民税・森林

環境税の証明が必要な時は、「非課税証明書」がもらえます。

2 日本^{にほん}の国^{くに}から出^でる前^{まえ}にすること（納税管理人^{のうぜいかんりにん}を決^きめる。）

納税管理人^{のうぜいかんりにん}は、あなた^かの代わり^{こじんじゅうみんぜい}に個人住民税・森林環境税^{しんりんかんきょうぜい}を払^{はら}う人^{ひと}

です。1月1日^{がつにち}に三木市^{みきし}に住^{じゅうしょ}所^{しよ}があつて、その前^{まえ}の年^{とし}に働^{はたら}いてお金^{かね}を

もら^{ひと}った人^{ひと}は、3月^{がつ}に日本^{にほん}の国^{くに}を出^でても、個人住民税・森林環境税^{しんりんかんきょうぜい}を

払^{はら}います。

○手続^{てつづ}きの仕^{しか}方^{かた}

納税管理人^{のうぜいかんりにん}申告書^{しんこくしょ}・承認申請書^{しょうにんしんせいしょ}を、三木市役所税務課^{みきしやくしよぜいむか}に出^だしてくだ

さい。郵便^{ゆうびん}でも受付^{うけつけ}します。日本語^{にほんご}のわかん人^{ひと}と書^かいてください。

○手続^{てつづ}きがいら^{ひと}ない人

・12月^{がつ}までに、日本^{にほん}を出^でる前^{まえ}に残^{のこ}りの税金^{ぜいきん}をすべ^{はら}て払^{ひと}った人

・退職^{たいしよく}したとき^{のこ}に残^{ぜいきん}りの税金^{はら}を払^{ひと}った人

○納税管理人^{のうぜいかんりにん}を決^きめ^{ばあい}ない場合

送り先^{おく}が不明^{さきふめい}で納税通知書^{のうぜいつうちしよ}が届^{とど}かないとき、※公示送達^{こうじそうたつ}をします。

公示送達後^{こうじそうたつご}、納期限^{のうきげん}（払^{はら}わないといけ^{きげん}ない期限^{きげん}）までに払^{はら}わないと

督促状^{とくそくじょう}が送^{おく}られたり、延滞金^{えんたいきん}（税金^{ぜいきん}が高^{たか}くなる）がかかり^{たか}ます。



こうじそうたつ

※公示送達とは・・・

市役所^{しやくしよ}の掲示板^{けいじばん}に貼^はり出^だしてホームページ^のにも載^のせることで、書類^{しよるい}が届^{とど}いたものとみなされる制度^{せいど}です。

3 「^{こくがいふようしんぞくしょうめいしよるい}国外扶養親族証明書類」について

^{にほんこくがい}日本国外に住^すぶ家族^{かぞく}にお金^{かね}を送^{おく}っているときは、税金^{ぜいきん}が安^{やす}くなる
場^{ばあい}合^{あい}があります。

次^{つぎ}の(1)、(2)の書類^{しよるい}を出^だしてください。日本語^{にほんご}で書^かいた紙^{かみ}を
一^{いっしょ}緒^だに出^だしてください。

(1) ^{ふようしんぞくかんけいしよるい}扶養親族関係書類

^{にほんこくがい}日本国外に住^すぶ家族^{かぞく}が、あなた^{かぞく}の家族^{しよるい}であることを証明^{しょうめい}するものです。
原^{げんぼん}本^だを出^だしてください。

ア ^あ「^{こせき}戸籍^{ふひょう}の附^{うつ}票^{にほんこく}の写^{ちほうこうきょうだんたい}し」など、日本国^{はっこう}または地方公共団体^{しよるい}が発行^{はつこう}した書類^{しよるい}
と、親族^{しんぞく}（家族^{かぞく}や兄弟^{きょうだい}、親戚^{しんせき}）のパスポート^{ばすぽーと}のこ^こピー^こ
イ ^い外国政府^{がいこくせいふ}が発行^{はっこう}した書類^{しよるい}（^{こせきとうほん}戸籍謄本^{しゅっしょうしょうめいしよ}・出生証明書^{こんいんしょうめいしよ}・婚姻証明書^{こんいんしょうめいしよ}）

あなた^{かぞく}の家族^{ひつよう}と必要^{しよるい}な書類

^{かぞく} あなたの家族	^{ひつよう} 必要 ^{しよるい} な親族（家族 ^{かぞく} や兄弟 ^{きょうだい} ・親戚 ^{しんせき} ） ^{かんけいしよるい} 関係書類
^{はいぐうしゃ} 配偶者	^{しんこく} 申告 ^{こんいんしょうめいしよ} をするあなたの婚姻証明書
^こ 子	^こ 子 ^{しゅっしょうしょうめいしよ} の出生証明書
^ふ 父 ^ぼ 母	^{しんこく} 申告 ^{しゅっしょうしょうめいしよ} をするあなたの出生証明書
^{はいぐうしゃ} 配偶者 ^ふ の父 ^ぼ 母	^{しんこく} 申告 ^{こんいんしょうめいしよ} をするあなたの婚姻証明書、 ^{はいぐうしゃ} 配偶者 ^{しゅっしょう} の出生 証明 ^{しょうめいしよ} 書
^そ 祖 ^ふ 父 ^ぼ 母	^{しんこく} 申告 ^{しゅっしょうしょうめいしよ} をするあなたの出生証明書、 ^{ちち} 父 ^{はは} または母 ^{しゅっしょう} の出生 証明 ^{しょうめいしよ} 書

詳しくは、国税庁のホームページを見てください。

非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ

中国語(Chinese)、ポルトガル語(Portuguese)、

スペイン語(Spanish)、ベトナム語

(Vietnamese)、フィリピン語(Filipino)で書いてあ

ります。



<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/gaikokugo/02.htm>

(2) 送金関係書類

日本国外に住む家族に、お金を送っていたことを証明するものです。

原本またはコピーを出してください。

ア 外国送金依頼書の控え

イ クレジットカードの利用明細書

気をつけること！

○ (1)、(2) の書類がいます。

○ 日本国外に住む家族がたくさんいるとき、お金を送ったすべての人の証明がいます。代表者へまとめて送金したとき、現金で払ったときは、税金は安くなりません。

4 「所得証明書(課税証明書)・納税証明書」が必要なとき

○ ビザの更新手続きには「所得証明書(課税証明書)・納税証明書」がいます。

(1) 手続きをするところ

三木市役所（3階）税務課①管理系の窓口



月曜日から金曜日 9時00分から16時30分まで

1月1日に住んでいる市の市役所でもらえます。

- 例 令和8年1月1日（2026年）に三木市に住んでいた。

⇒三木市で「令和8年度個人住民税・森林環境税所得証明書

（課税証明書）・納税証明書」をもらえます。

- 例 令和8年1月1日（2026年）にほかの市に住んでいた。

⇒三木市で「令和8年度個人住民税・森林環境税所得証明書

（課税証明書）・納税証明書」はもらえません。1月1日に住んで

いた市の市役所でもらえます。

(2) 証明書の種類

ア 所得証明書（課税証明書） 手数料：1枚300円

証明する年度の前の年の1月から12月までの収入・所得・

個人住民税・森林環境税額が書いてあります。収入が少なく

て、市県民税がかからない人は「非課税証明書」がもらえま

す。

イ 納税証明書 手数料：1枚300円

証明する年度の税金の額と払った税金の額が書いてありま

す。コンビニエンスストアなどで払ってすぐのときは、「領収

証書」を持ってきてください。

(3) 持ってくるもの

ほんにんかくにんしよるい ざいりゆう かーど ばすぽーと
本人確認書類（在留カード・パスポート）

(4) 郵送で申請する場合

あ から え しよるい しやくしよ おく
アからエの書類を市役所に送ってください。

ア 申請書

み き しやくしよ ほーむ ペーじ から ダウンロード できます。



<https://www.city.miki.lg.jp/site/sinseisyo/21848.html>

しんせいしよ どうんろーど できない人は、下に書いてある内容の①か

ら⑨を紙に書いてください。

① 証明の種類（例 課税証明書）

② 証明の年度

③ 証明の枚数

④ 1月1日の住所

⑤ 現在の住所

⑥ 名前

⑦ 生年月日

⑧ 電話番号

⑨ 何に使うか（例 ビザの更新）



イ 手数料分の定額小為替（1枚300円）

ていがくこがわ せ ゆうびんきょく か
定額小為替は郵便局で買えます。

ウ 返信用封筒

送り先にあなたの名前と住所を書いて、110円の切手を貼ってください。

エ 本人確認資料のコピー

住所・名前・生年月日が確認できる、在留カードまたはパスポート

送り先

〒673-0492

兵庫県三木市上の丸町10-30

三木市役所税務課 証明担当



5 「個人住民税・森林環境税」の払い方

(1) 個人住民税・森林環境税の払いは2つあります。

ア 普通徴収（自分が払う）

個人住民税・森林環境税のお知らせが届いたら、払わないといけない期限までに払います。

期別	第1期	第2期	第3期	第4期
納期限	6月30日	8月31日	10月31日	1月31日
払 い 方				
納付書で払う	個人住民税・森林環境税のお知らせに書いてある 銀行や郵便局で払う			
	個人住民税・森林環境税のお知らせに書いてある コンビニエンスストア（30万円まで）で払う			
口座から払う	あなたが登録した口座から自動で払う			

イ 特別徴収（会社が代わりに払う）

毎月の給料から引いて、会社が代わりに払います。特別徴収に
したいときは、会社に聞いてください。

（２）期限までに払わないとき

「個人住民税・森林環境税のお知らせ」に書いてある期限までに
払わないとき、三木市があなたの給料や預金などを差押えます
（あなたの給料や預金を、自由に使えなくすること）。

支払うのが難しいときは、債権管理課に相談してください。

相談先：債権管理課 ☎0794-82-2000（代表）内線（2329）

月曜日から金曜日 9時00分から16時30分まで

問い合わせ 三木市役所 税務課

〒673-0492 三木市上の丸町10-30：0794-82-2000（代表）

月曜日から金曜日 9時00分から16時30分まで

所得税（国税）の問い合わせ 三木税務署

三木市末広1丁目9-10：0794-82-0501（自動音声案内）

